

会員各位

荒井商事株式会社
アライオークショングループ

重 要

オークション規約 改定のご案内

拝啓 長雨の候、貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素よりアライオークションに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度アライオークションは、オークション規約の記載内容を整理し、一部改定を実施いたします。

今後とも、オークションがよりスムーズに開催できますよう、当社と致しましても精一杯努力して参りますので、ご利用会員の皆様方におきましても、何卒ご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

導入日 2024年 7月 1日(月)

内 容 **【規約改定】**

1. オークション規約(乗用/商用バン)

- (1) 第1章 総則 第6条(免責)の内容改定, 一部追加
- (2) 第2章 会員 第9条(会員登録)1項 (1)会社法人の場合 内容改定
- (3) 第2章 会員 第9条(会員登録)1項 (2)個人事業主の場合 新規追加
- (4) 第4章 会員の権利義務 第18条(制限)4項 新規追加

2. オークション規約(トラック/バス)

- (1) 第1章 総則 第6条(免責)の内容改定, 一部追加
- (2) 第2章 会員 第2条(会員登録)1項 (1)法人の場合 内容改定
- (3) 第2章 会員 第2条(会員登録)1項 (2)個人事業主の場合 新規追加
- (4) 第3章 会員の権利義務 第2条(制限)4項 新規追加
- (5) 第7章 書類 第2条(譲渡書類の罰則)1項 内容改定
- (6) 第8章 検査規程 第3条(出品車両規定)1項 (6) 新規追加
- (7) 第8章 検査規程 第3条(出品車両規定)1項 (8) 内容改定
- (8) 第8章 検査規程 第3条(出品車両規定)6項 削除
- (9) 第8章 検査規程 第6条(品質基準)1項 (6)内容改定
- (10) 第8章 検査規程 アライA トラック・バス専用 検査基準表 内容改定
- (11) 第9章 クレーム規程 第4条(処理基準) 内容改定
- (12) 第9章 クレーム規程 第8条(クレーム対象外事項)12項 内容改定

1. オークション規約(乗用/商用バン)

(1) 第1章 総則 第6条(免責)の内容改定, 一部追加

《現在》

アライ A は、以下の各号のいずれかに該当する事由により会員が被った損害については、その賠償責任を負わないものとする。

- (1) コンピュータ、これに付随するすべてのハードウェア及びソフトウェアの故障等の原因により発生する損害
- (2) 通信機器または通信回線等の機器トラブル等による送信データの変化、または消滅による損害
- (3) システムまたは指定機器に起因する事故による損害
- (4) 会員の操作ミス等と想定される原因により発生する損害
- (5) 天変地異、落雷、火災、異常電流その他の不可抗力に起因する損害
- (6) オークション会場内において、出品車両または落札車両に不測の故障、破損等が発生した場合の損害
- (7) その他、前各号に準じる事由により発生した場合の損害

↓

《改定後》

- 1 地震、台風、津波、暴風雨、洪水、疫病、感染症その他の天変地異、戦争、暴動、内乱、テロ行為、争議行為、ストライキ、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、アライ A の責任によらない火災、運輸機関・通信回線等の事故、アライ A の責任によらないオークション会場内における事故その他不可抗力（以下「災害等」という。）を原因とする、アライ A の債務の履行遅滞及び履行不能については、アライ A はその責任を負わない。
- 2 アライ A は、以下の各号のいずれかに該当する事由により会員が被った損害については、その賠償責任を負わないものとする。
 - (1) コンピュータ、これに付随するすべてのハードウェア及びソフトウェアの故障等の原因により発生する損害
 - (2) 通信機器または通信回線等の機器トラブル等による送信データの変化、または消滅による損害
 - (3) システムまたは指定機器に起因する事故による損害
 - (4) 会員の操作ミス等と想定される原因により発生する損害
 - (5) 災害等に起因する損害
 - (6) オークション会場内において、出品車両または落札車両に不測の故障、破損等が発生した場合の損害
 - (7) その他、前各号に準じる事由により発生した場合の損害
- 3 アライ A が災害等が発生したと判断した場合、アライ A は本規約における債務の履行期限、債権の行使期限、クレーム申立等の期限その他期限を変更する等の特例措置をとれるものとし、各オークション会場又はHP等で会員に特別措置を周知するものとし、会員は、これに従うものとする。
- 4 アライ A が災害等が発生したと判断した場合、アライ A はアライ A の会場内に搬入されている車両について、管理責任を負わないものとする。

(2) 第2章 会員 第9条(会員登録)1項(1)会社法人の場合 内容改定

《現在》

キ 代表者個人の印鑑証明書

↓

《改定後》

キ 代表者個人の印鑑証明書、住民票

《新規追加》

ケ 適格請求書発行事業者登録番号

(3) 第2章 会員 第9条 (会員登録) 1項 (2) 個人事業主の場合 新規追加

《新規追加》

ケ 適格請求書発行事業者登録番号

(4) 第4章 会員の権利義務 第18条 (制限) 4項 新規追加, 以降の項番号は繰り下げ

《新規追加》

4 適格請求書発行事業者登録番号をアライ A に申告し, アライ A にて登録が完了するまでは出品することができない。

2. オークション規約(トラック/バス)

(1) 第1章 総則 第6条 (免責) の内容改定, 一部追加

《現在》

アライ A は, 以下の各号のいずれかに該当する事由により会員が被った損害については, その賠償責任を負わないものとする。

- (1) コンピュータ, これに付随するすべてのハードウェア及びソフトウェアの故障等の原因により発生する損害
- (2) 通信機器または通信回線等の機器トラブル等による送信データの変化, または消滅による損害
- (3) システムまたは指定機器に起因する事故による損害
- (4) 会員の操作ミス等と想定される原因により発生する損害
- (5) 天変地異, 落雷, 火災, 異常電流その他の不可抗力に起因する損害
- (6) オークション会場内において, 出品車両または落札車両に不測の故障, 破損等が発生した場合の損害
- (7) その他, 前各号に準じる事由により発生した場合の損害

↓

《改定後》

- 1 地震, 台風, 津波, 暴風雨, 洪水, 疫病, 感染症その他の天変地異, 戦争, 暴動, 内乱, テロ行為, 争議行為, ストライキ, 法令の制定・改廃, 公権力による命令・処分, アライ A の責任によらない火災, 運輸機関・通信回線等の事故, アライ A の責任によらないオークション会場内における事故その他不可抗力 (以下「災害等」という。) を原因とする, アライ A の債務の履行遅滞及び履行不能については, アライ A はその責任を負わない。
- 2 アライ A は, 以下の各号のいずれかに該当する事由により会員が被った損害については, その賠償責任を負わないものとする。
 - (1) コンピュータ, これに付随するすべてのハードウェア及びソフトウェアの故障等の原因により発生する損害
 - (2) 通信機器または通信回線等の機器トラブル等による送信データの変化, または消滅による損害
 - (3) システムまたは指定機器に起因する事故による損害
 - (4) 会員の操作ミス等と想定される原因により発生する損害
 - (5) 災害等に起因する損害
 - (6) オークション会場内において, 出品車両または落札車両に不測の故障, 破損等が発生した場合の損害
 - (7) その他, 前各号に準じる事由により発生した場合の損害
- 3 アライ A が災害等が発生したと判断した場合, アライ A は本規約における債務の履行期限, 債権の行使期限,

クレーム申立等の期限その他期限を変更する等の特例措置をとれるものとし、各オークション会場又はHP等で会員に特別措置を周知するものとし、会員は、これに従うものとする。

- 4 アライ A が災害等が発生したと判断した場合、アライ A はアライ A の会場内に搬入されている車両について、管理責任を負わないものとする。

(2) 第 2 章 会員 第 2 条 (会員登録) 1 項 (1) 法人の場合 内容改定

《現在》

- ⑦ 代表者個人の印鑑証明書

↓

《改定後》

- ⑦ 代表者個人の印鑑証明書、住民票

《新規追加》

- ⑨ 適格請求書発行事業者登録番号

(3) 第 2 章 会員 第 2 条 (会員登録) 1 項 (2) 個人事業主の場合 新規追加

《新規追加》

- ⑨ 適格請求書発行事業者登録番号

(4) 第 3 章 会員の権利義務 第 2 条 (制限) 4 項 新規追加

《新規追加》

- 4 適格請求書発行事業者登録番号をアライ A に申告し、アライ A にて登録が完了するまでは出品することができない。

(5) 第 7 章 書類 第 2 条 (譲渡書類の罰則) 1 項 内容改定

《現在》

- 1 出品店が、必要な譲渡書類の引き渡しを、オークション開催日から 9 日以上遅延した場合は、書類遅延ペナルティ（本章第 7 条書類細目事項 3.書類遅延及び紛失等によるペナルティ）を科す。また、出品申込時に譲渡書類の提出遅れが明記されていた場合、オークション開催日より 16 日以上遅延した場合は、書類遅延ペナルティ（本章第 7 条書類細目事項 3.書類遅延及び紛失等によるペナルティ）を科す。ただし、落札店が、車両代金の決済を遅延した場合には、落札店が書類遅延ペナルティを受取る権利を失う。

↓

《改定後》

- 1 出品店が、必要な譲渡書類を、オークション開催日を含む 8 日以内に提出出来なかった場合は、書類遅延ペナルティ（本章第 7 条書類細目事項 3.書類遅延及び紛失等によるペナルティ）を科す。また、出品申込時に譲渡書類の提出遅れが明記されているもので、オークション開催日を含む 15 日以内に提出出来なかった場合は、書類遅延ペナルティ（本章第 7 条書類細目事項 3.書類遅延及び紛失等によるペナルティ）を科す。ただし、落札店が、車両代金の決済を遅延した場合には、落札店が書類遅延ペナルティを受取る権利を失う。

(6) 第 8 章 検査規程 第 3 条 (出品車両規定) 1 項 (6) 新規追加、以降の号番号は繰り下げ

《新規追加》

- (6) ボディに積まれている積載物の固定については、ボルト・溶接などで固定されているもの（ボディ改造加

工)とし、それ以外の場合は残留物とする。積載物のサイズによってアライ A 判断により出品する可否を決めるものとする。

(7) 第 8 章 検査規程 第 3 条 (出品車両規定) 1 項 (8) 内容改定

《現在》

(8) 予備検査付きで車両を出品する場合は、自動車予備検査証の有効期限を明記すること

↓

《改定後》

(9) 予備検査付きで車両を出品する場合は、自動車予備検査証の有効期限が開催翌月末以上必要とし、出品票に有効期限を明記すること

(8) 第 8 章 検査規程 第 3 条 (出品車両規定) 6 項 削除, 以降の項番号は繰り上げ

《削除》

6 盗難歴車両の出品については可能とするが、出品票の注意事項欄に、「盗難歴あり」と記載を必要とする
(出品においては、通常処理とする)

(9) 第 8 章 検査規程 第 6 条 (品質基準) 1 項 (6) 内容改定

《現在》

(6) メインフレームの修正, クロスメンバーの修正・交換

↓

《改定後》

(6) メインフレームの修正, リヤフレームを除くメインフレームの外部入力による歪・曲がり

(10) 第8章 検査規程 アライ A トラック・バス専用検査基準表 内容改定

《改定前》

評価点	基準内容
5点	内外装の状態が良好で、無修正に近く良好なもの 上物（ボディ）に多少の使用感があるもの 小型トラック：走行 50,000 km まで 中型トラック・大型トラック：走行 100,000 km まで
4点	外装に多少の凹み、傷、钣金修理跡があるが修正せずに十分使用可能なもの クロスメンバー（第一メンバー含む）の交換が良好なもの 上物（ボディ）各部に曲り、捻れ、凹みが少なく、状態が良好なもの 小型トラック：走行 200,000 km まで 中型トラック：走行 500,000 km まで 大型トラック：走行 800,000 km まで
3.5点	キャブフロントパネル（ボンネットタイプを除く）、サイドパネル、バックパネルの交換 クロスメンバー（第一メンバー含む）修正 クロスメンバー（第一メンバー含む）に軽微な歪、亀裂、腐食穴があるもの センター・リヤフレームに歪があるもの（歪大は評価0点） キャブフロアより下位置に歪・修正・交換等があるもの 走行不明（#）車両、メーター改ざん（*）車両
3点	凹みや傷等があり修理・修正を必要とするもの 目立つ錆、腐食があるもの エンジン・トランスミッションに不具合があるもの 外板からの入力がないフロント・センターフレームに歪、曲りがあるもの（歪大は評価0点） 上物（ボディ）に瑕疵があるもの（ボディ取付に不具合のあるもの）
2点	フレームの亀裂・腐食穴 キャブ・上物（ボディ）の腐食穴大
1点	冠水・消火剤散布車両等の瑕疵車両
0点	現状車両、検査基準に該当しない車両 走行危険車両・不動車両
R点	修復車両（骨格部位の損傷・改造・加工等）
RB点	修復車両であり、評価B点の内容と重複する車両
B点	現状車両 フレームの亀裂・腐食穴が大きいもの
99点	ノー検査車両

※検査基準内容に示す評価点は、あくまでも上限評価点とする。

↓

《改定後》

評価点	基準内容
5点	内外装の状態が良好で、無修正に近く良好なもの 上物（ボディ）に多少の使用感があるもの 小型トラック：走行 50,000 k mまで 中型トラック：走行 100,000 k mまで 大型トラック：走行 100,000 k mまで
4点	外装に多少の凹み、傷、钣金修理跡があるが修正せずに十分使用可能なもの クロスメンバー（第一メンバー含む）の交換が良好なもの 上物（ボディ）各部に曲り、捻れ、凹みが少なく、状態が良好なもの 小型トラック：走行 200,000 k mまで 中型トラック：走行 500,000 k mまで 大型トラック：走行 800,000 k mまで
3.5点	キャブフロントパネル（ボンネットタイプを除く）交換 キャブサイドパネル、バックパネルの交換 キャブサブメンバー歪・修正・交換・腐食穴小 キャブフロアより下位置の骨格部位に歪・修正・交換等があるもの クロスメンバー（第一メンバー含む）修正 クロスメンバー（第一メンバー含む）に軽微な歪、亀裂、腐食穴があるもの リヤフレームに歪があるもの 走行不明車両（#），メーター改ざん車両（*）
3点	凹みや傷等があり修理・修正を必要とするもの 目立つ錆、腐食があるもの エンジン・トランスミッションに不具合があるもの 外板からの入力がないフロント・センターフレームに歪があるもの 外板からの入力によりフロント・センターフレームに軽微な歪があるもの 上物（ボディ）に瑕疵があるもの（ボディ取付に不具合のあるもの） 機関・機構系に不具合があるもの
2点	フレームの亀裂・腐食穴 キャブ・上物（ボディ）の腐食等著しく状態が悪いもの 上物（ボディ）取り付け状態が粗悪なもの
1点	冠水・消火剤散布車両等の瑕疵車両
0点	現状車両（場内移動不可），検査基準に該当しない車両 走行危険車両・不動車両 オイル・燃料・冷却水の漏れ（危険と判断ができもの） 上物格納不良（走行危険なもの）

評価点	基準内容
B点	現状車両（場内移動可能） フレームの亀裂・腐食穴が大きいもの フレーム曲がり・捻じれ 特殊シフト車両の非常用スイッチのみ走行可能な車両 デフロック不良・アクスルシャフト欠品，外れ 機関・機構系に重大な不具合があるが場内走行可能と判断できるもの
R点	修復車両（骨格部位の損傷）
R B点	修復車両であり，評価B点の内容と重複する車両 フロント・センターフレームの外部入力による曲がり，捻じれがあるもの
99点	ノー検査車両

※検査基準内容に示す評価点は，あくまでも上限評価点とする。

(11) 第9章 クレーム規程 第4条（処理基準）内容改定

《現在》

クレーム申立については，原則，アライ A を介して行うものとし，落札店が，アライ A に対しクレームを申立し，その旨を，アライ A を通じて出品店に通知されたときは，その通知をもって，クレームの申立主旨に従い，落札店から出品店に対し，部品供給（中古部品の供給を基本とする）・中古部品相当の価格値引・売買契約の解除の意思表示があったものとみなす。

↓

《改定後》

クレーム申立については，原則，アライ A を介して行うものとし，落札店が，アライ A に対しクレームを申立し，その旨を，アライ A を通じて出品店に通知されたときは，その通知をもって，クレームの申立主旨に従い，落札店から出品店に対し，部品供給（中古部品の供給を基本とする）・中古部品相当の価格値引・売買契約の解除の意思表示があったものとみなす。また売買契約解除の際，落札店までの往復陸送費は原則，出品店負担とする。（その他，詳細についてはクレーム処理細目に準ずる。）

(12) 第9章 クレーム規程 第8条（クレーム対象外事項）12項 内容改定

《現在》

1 2 クレーム対象外車両であっても，第6章第9条に該当する（成約金額10万円未満の修復歴発覚は除く）場合。またアライ A が著しい不具合により搬出ができないと判断した場合は，クレームの対象とする。この場合のクレーム申立てにかかる費用（見積もり費用等）については，落札店負担とする。

ペナルティについては以下とする。

- (1) 第6章第9条に該当する場合は通常金額
- (2) 第6章第9条に該当しない場合は通常金額の半額

↓

《改定後》

1 2 クレーム対象外車両であっても，第6章第9条に該当する場合，またアライ A が著しい不具合により搬出ができないと判断した場合は，クレームの対象とする。この場合のクレーム申立てにかかる費用（見積もり費用等）については，落札店負担とする。

以上